

令和3年1月22日

保護者 様

千葉県立成田北高等学校
校長 弘 海 政 信

教職員と児童生徒との電子メール及びソーシャル・ネットワーキング
サービス（SNS）等のやりとりについて

平素より、本校の教育活動に御理解と御協力を賜り、感謝申し上げます。

県教育委員会としては、教職員の不祥事のきっかけとなることの多い、教職員と児童生徒との電子メール及びSNS等の使用について、下記のとおり厳格化してきたところで

つきましては、このことについて趣旨を御理解していただくとともに、お子様に対して御指導くださるようお願い申し上げます。

また、電子メール及びSNS等の使用について、お気づきの点があれば、学校まで御一報ください。

記

- 1 児童生徒の電子メール及びSNS等のアドレス等を教職員が収集する場合は、事前に管理職の許可及び保護者の同意を得ること。また、用途終了後は、必ずデータを削除すること。
- 2 電子メール及びSNS等でやりとりできるのは、授業・部活動・学校行事等に関する業務連絡等で、かつ、緊急やむを得ないものに限られること。

授業・部活動・学校行事等や生活面で児童生徒から相談や報告を受けたり、助言や指導したりする場合は、電子メールやSNS等ではなく、対面で行うこと。